戸籍法の改正に伴い

「本人確認」が義務化されました

　平成20年５月１日に、他人による証明書の不正な取得や虚偽の届出を防ぎ、個人情報を保護するための改正戸籍法が施行されました。

　このことにより、戸籍の証明書の交付請求、婚姻・協議離婚・養子縁組・協議離縁・認知の戸籍届出をする時は、本人確認書類の提示により、「本人確認」を行うことが義務付けられました。

**郵送による戸籍の証明書の交付請求を行う場合は、下表の本人確認書類の写しの送付が必要になります。代理人の方や使者の方につきましても、本人確認書類の送付の他、委任状などの書面により、代理権限の確認を行います。**

本人確認ができない場合は、戸籍の証明書を交付できませんのでご注意ください。

下表に該当する本人確認書類がない方やご不明な点がある方は、事前に住民税務課にご相談ください。

**次の本人確認書類の写しを１点同封してください（住所が記載された有効期限内のもの）**

**※写しは住所が記載されている面も含め、住所変更がある時は変更事項が記載されているもの**

運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、小型船舶操縦免許証、戦傷病者手帳、宅地建物取引士証、身体障害者手帳、療養手帳、在留カードの写しなど

≪その他注意事項≫

◆**戸籍証明書等の郵送請求には次のものが必要です**

①請求書　・・・請求書の項目を便箋に書き写したものなどでも可

※必ず昼間に連絡がつく電話番号を記入してください

②返信用封筒・・切手を貼り、宛先に申請者の現住所（住民登録地）を記入したもの

③交付手数料・・交付手数料と同額の定額小為替（発行の日から6か月以内のもの）で

お支払いください

⇒定額小為替は郵便局でお求めいただけます

④上記の本人確認書類の写し１点

　※本人確認書類の写しのほか、現住所（住民登録地）を送付先に指定する方法により本人確認を行いますのでご協力をお願いいたします。

⑤代理人または使者が請求する場合は、委任状などの書面

※戸籍、除籍、改製原戸籍を取ることができるのは本人、配偶者、直系尊属（父母・祖父母）もしくは直系卑属（子・孫など）です。

※代理人が請求する場合は、委任状が必要です。

※その他の第三者が請求する場合は、正当な権利または義務による請求理由が必要であり、必要に応じて疎明資料の提示等を求める場合があります。

〒029-2396　岩手県気仙郡住田町世田米字川向88番地１

住田町役場　住民税務課　住民国保係

℡（代表）0192-46-2113